

初回認定申請時のみ提

寄 附 者 名 簿(相対値基準の場合)

閲覧対象外書類

法人名		事業年度	年 月 日～	年 月 日
-----	--	------	--------	-------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		円	

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法44②、51⑤、58②)。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります(法54②)。

初回認定申請時のみ提

寄 附 者 名 簿(絶対値基準の場合)

閲覧対象外書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
1		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
2		円	
		円	
3		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		円	

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法44②、51⑤、58②)。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります(法54②)。